

平成31年度

福岡県学生会館入館生募集要項  
(通常募集)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

## みなさまへ

この募集要項は、福岡県学生会館の平成31年度入館生の募集に関する事項を定めたものです。応募に当たっては、学生会館の所在地や所要経費、寮生活の特徴などを御理解いただき、申込手続を進められるようお願いいたします。

### 1 応募資格

次の各号すべてに該当する学生とします。

- ① 東京都またはその近郊の大学等（短期大学、修業年限2年以上の専修学校専門課程を含み、夜間部を除く。）に平成31年度に初めて入学する予定で、保護者が福岡県内に住所を有し、現に生活の本拠を有する者
- ② 向上心に富み、人物良好として出身学校長が推薦する者
- ③ 規律を守り、共同生活を維持できると認められる者
- ④ 諸経費を負担できる者

※ 受験予定や大学等入学試験結果が未定（合格発表前）でも、応募可能です。

※ 過年度生も応募可能です。

### 2 募集内容

- (1) 募集人員 ※現入館生の状況により増員となる場合があります。

男子（英彦寮）：31名      女子（筑紫寮）：13名

- (2) 入館期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで（2年間）

※延長制度あり

### 3 募集期間

平成30年12月25日（火）から平成31年2月1日（金）まで ※期限厳守（必着）

### 4 申込手続

- (1) 提出書類

ア 平成31年度入館申込書（別紙様式1）

イ 出身学校長の推薦書（別紙様式2）

ウ 市区町村長の発行する最新の所得証明書（マイナンバー省略のもの）

※ 収入の有無にかかわらず、同一生計の18歳以上（学生を除く。）の世帯全員分が必要です。（単身赴任の父母も必要です。）

※ 本年中に著しい収入の減少がある場合は、所得証明書の他に事実が確認できる書類を添付してください。

※ 源泉徴収票は不可

エ 上半身の写真1枚（入館申込書貼付用 約縦4cm×横3cm）

※ 写真の裏面に氏名を記入の上、入館申込書に貼り付けてください。

オ 選考結果通知用封筒1通

※ 返信先の住所・氏名等を記入した長形3号封筒（切手は不要です。）

カ 受付番号通知用封筒1通（郵送での申し込みの場合のみ）

※ 返信先の住所・氏名等を記入した長形3号封筒（切手は不要です。）

## (2) 提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

### ア 郵送の場合

封筒表に朱書きで「学生会館申込書在中」と記載し、簡易書留により郵送してください。

### イ 当財団福岡支所に直接持参する場合

受付日時：月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から17時まで。

## 5 選考方法

学生会館運営委員会において、提出書類を基に選考します。

## 6 選考結果の通知

選考結果は、平成31年2月13日（水）に本人あて文書を発送するとともに、同日15時に当財団福岡支所ホームページ（<http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>）に入館内定者の受付番号を掲載します。

なお、選考結果に関する個別の問い合わせには回答できませんので、御了承願います。

## 7 申し込みから入館までの流れ

- ① 入館申し込み 平成30年12月25日（火）～平成31年2月1日（金）
  - ※ 郵送または持参によりお申し込みください。
  - ※ 申込書を確認し、受付番号をお知らせします。
    - ・郵送での申し込み：受付番号を返信用封筒で郵送
    - ・持参での申し込み：内容確認後、受付番号を交付
- ② 選考結果通知 平成31年2月13日（水）
  - ※ 返信用封筒により結果を郵送します。
  - ※ 当日15時に当財団ホームページにも掲載します。
- ③ 入館意思確認 入館内定者に別途送付する入館意思確認書を提出してください。  
最終提出期限：平成31年3月11日（月）
  - ※ 九州地区の大学に進学、他の物件を契約など、辞退が確定した場合は、上記期限に関わらず速やかに入館意思確認書を提出して下さい。  
（内定者に欠員が生じたときは、選考結果の順位に従い順次繰り上げて内定者とし、その都度電話連絡いたします。）
- ④ 入館説明会 平成31年3月下旬（予定）
  - ※ 詳細は後日御案内します。
- ⑤ 入館時期 平成31年4月1日（月）～5日（金）
  - ※ 上記日程に入館できない場合は、お問い合わせください。

### 問い合わせ先及び提出先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁4階  
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（福岡支所）  
TEL 092-641-7326（直通）  
TEL 092-651-1111（県庁内線）5501

# 福岡県学生会館の概要について

## 福岡県学生会館とは

当財団が運営している福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学等に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活（共同生活）を通して社会性や協調性を醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立されたものです。

## 1 所在地等

### (1) 所在地

〒225-0014

神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2

TEL 045-974-8300

FAX 045-974-8302

### (2) 交通

東急電鉄・田園都市線「市が尾駅」下車、徒歩約8分

## 2 建物の概要

(構造) 鉄筋コンクリート5階建

(延床面積) 3,988.4㎡

(定員) 150名(英彦寮(男子):100名、筑紫寮(女子):50名)

(寮生室) 全室洋室・1人部屋(12.4㎡)

※ 机・椅子、ベッド、エアコン、電話機、テレビ・インターネット端子等が備え付けられています。

(共用施設) 食堂、図書室兼会議室、洗濯室、洗面室、浴室、トイレ

(居住区域) 英彦寮と筑紫寮は壁で仕切っており、生活動線を明確に区分しています。(往來はできません。)なお、筑紫寮の寮室は2階以上に配置しています。

(寮監) 英彦寮には男性寮監、筑紫寮には女性寮監が各1名ずつ常駐しています。

## 3 負担経費

・ 入館費 50,000円

※ 入館時に1回限りの負担です。

・ 館費(月額) 50,000円

※ 毎月の館費には、月～土(祝祭日、夏・冬・春季休業期間を除く。)の朝・夕食の費用(おおむね15,000円程度)が含まれています。欠食した分については後日返金します。

・ その他の負担 寮生室の電気使用料、コイン機器使用料等

## 4 寮生活

この学生会館では、福岡県出身で学生という以外は、修学する大学等をはじめ性格等それぞれに異なる皆さんが寮生活(共同生活)を営むこととなります。

このため、他の寮生の勉強や睡眠を妨げないように施設内では静寂を保つとともに、環境の整備や清掃に努めるなど、守るべき規則や約束事があります。

また、寮生自らが運営する自治会の諸行事等には、積極的に参加することが求められます。

## (1) 生活全般

### ①食 事

- ・ 食事の時間  
朝 食 6時30分 ～ 9時00分  
夕 食 18時30分 ～ 22時00分  
(夕食の保管は衛生管理の観点から22時まで)
- ・ 休業日  
日曜日、祝祭日及び次に掲げる期間  
8月11日 ～ 8月20日  
12月29日 ～ 1月 4日  
3月25日 ～ 3月31日
- ・ 電子レンジは食堂にあります。

### ②入 浴

- ・ 入浴時間 19時00分 ～ 24時00分
- ・ コインシャワーの利用時間 6時30分 ～ 10時00分  
11時30分 ～ 19時00分  
(点検等のため利用できない時間あり)

### ③洗面・洗濯

- ・ 洗面は、電気温水器による温水が利用できます。
- ・ 洗濯は、全自動洗濯機、衣類乾燥機、アイロンが利用できます。

### ④1階にコイン式コピー機を、会議室にはパソコンを設置しています。

### ⑤門限は23時です。

- ・ 玄関はオートロック式ですが、深夜は電気錠による完全施錠です。

### ⑥面会は1階談話コーナーまたは食堂で行ってください。

### ⑦継続的なアルバイトは、事前に寮監に届け出る必要があります。

### ⑧自動車の使用は認めていません。

- ・ 自転車、原付自転車等自動二輪車は通学等のためやむを得ないと判断される場合には、保護者の承諾を得て、事前に寮監に届け出し許可を得る必要があります。

### ⑨外泊する場合は、事前に寮監に届け出る必要があります。

### ⑩寮生以外の宿泊は認めていません。

### ⑪寮内でのマージャンは禁止です。

### ⑫寮生室は禁煙です。喫煙は英彦寮談話室(各階)のみ許可します。筑紫寮は全館禁煙です。

### ⑬挨拶の励行を目的として、上級生による挨拶に関する指導を行います。

## (2) 施設・設備の保全

施設・設備及び備品等は、丁寧に取扱いしてください。故意又は重大な過失により破損させた場合は弁償していただきます。

## (3) 防災・防犯

寮監の指示に従って行動することはもちろん、日ごろからお互いに注意を喚起し合うなど、意識を高めるようにしてください。

## 5 退寮

- (1) 6か月以上通学あるいは寮居住の見込みのない者の在寮は認めていません。
- (2) 館費を2か月以上滞納した者は、事情確認の上、退寮させることがあります。
- (3) 円滑な寮運営を阻害する者は、事実確認の上、退寮させることがあります。
- (4) やむを得ない理由により、期間途中で退寮する場合には、原則として1か月前までにその旨について、寮監に対して予告しておく必要があります。